

鹿角市告示第 1 号

指定管理者の指定について

鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鹿角市条例第1号）
第4条第1項の規定により、鹿角市二本柳農村公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4年 1月 6日

鹿角市長 関 厚

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称及び所在地	指定の期間
鹿角市二本柳農村公園	二本柳自治会 鹿角市十和田草木字家ノ上 32番地	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで (5年)